

議 事 概 要

協議会名称	津市福祉有償運送運営協議会（令和８年度第１回）
開催日時	令和８年５月２７日（水） 午前１０時から午前１１時１５分まで
開催場所	津市役所 ０２会議室（地下）
出席者	委員１４名 [委員１４名中、１３名出席（内代理１名）]
議題	１ 監事の選任について ２ 令和７年度決算及び令和８年度予算案について ３ 道路運送法第７９条の６の更新登録申請に係る協議について ○社会福祉法人実践 ○医療法人和 ４ 道路運送法第７９条の７の変更登録申請に係る協議について ○みえ医療福祉生活協同組合 ５ 令和７年度上半期・下半期運営状況報告について
協議の概要	「会長」 事項書の(1)「監事の選任」についてお諮りします。 規約第１２条第２項の規定に基づき、監事は会長が推薦し協議会の同意を得て選任することとなっています。 (推薦案を提示。) 「各委員」 異議なし。 「会長」 推薦案のとおり監事をお願いしたいと思います。 続いて、事項書の(2)「令和７年度決算及び令和８年度予算案」について、事務局の説明を求めます。 「事務局」 (決算及び予算案を説明。) 「会長」 「令和７年度決算及び令和８年度予算案」についてお諮りします。何か御意見ありますでしょうか。 「委員」 会計年度が４月１日から３月３１日なのに、監事の監査が３月３１日では会計年度が終わっていないことになるが問題はないか。 「事務局」

例年、年度末にしております。御意見を踏まえまして次年度の監査のタイミングを事務局の方で検討させていただきたいと思います。

「会長」
よろしいでしょうか。

「各委員」
異議なし。

「会長」
それでは、「令和7年度決算及び令和8年度予算案」は承認いただいとさせていただきます。

続いて、事項書の(3)「道路運送法第79条の6の更新登録申請に係る協議」についてです。本日は2法人の審議をお願いします。

事務局から説明をお願いします。

「事務局」
(申請概要について説明。)

【社会福祉法人 実践 入場】

「会長」
それでは「社会福祉法人 実践」より、福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新登録申請について説明をお願いします。

「社会福祉法人 実践」
(申請書案概要に基づき、事業運営状況等について説明。)

「会長」
質疑応答を行いたいと思います。何か御質問御意見等ございますか。
では私からですが、交通違反や事故等、運転手の方の違反歴について御説明をお願いします。

「社会福祉法人 実践」
運転手は全24名おり、過去2年間にわたり交通違反があったものが3名おります。そのうち1名は就職する前の違反でしたが、もう2名は在籍中にあった違反です。どちらもプライベートの際に起こした違反です。

「会長」
プライベートの時に起こしたものについてはどういう報告があって、どういう対応をされますか。

「社会福祉法人 実践」
勤務中であってもプライベートであっても違反を起こしたらすぐ報告するよう指示をしております。万が一違反してしまったという報告があった場合は、3か月間運行にかかわる業務を停止させております。その期間に一度

研修を受講させ、3か月後に復帰する前に自動車事故対策機構の適性診断を受けていただいている。注意力散漫になっていないかなどの診断を受けていただき、自分がどういう特性であるかを理解していただいたうえで通常の運行業務に戻っていただく形をとっています。

「会長」

そういったマニュアルが整備されているということですか。

「社会福祉法人 実践」

はい。

「会長」

勤務中の違反はないということですね。

「社会福祉法人 実践」

過去2年間はありません。

「委員」

旅客から収受する対価について、5キロまで300円という資料がありますが、物価高の影響もありますしガソリンやタクシー運賃の値上げもありますが見直しは検討されていないのですか。

「社会福祉法人 実践」

現在は検討しておりません。

「委員」

使用車両一覧にあります一番古い車両が平成18年となっている。このあたりの車両の更新や買い替えのタイミングは何年と考えていますか。

「社会福祉法人 実践」

福祉車両が一番古いのがこの車両で、それ以外のセダン型の車両においては3年ごとにリースアップで新車に替えています。車いす対応の福祉車両は高額なので簡単に買い替えができませんが、古いことは自覚しており整備をかなりこまめにしています。しかし、見直しの段階に来ているというのは正直感じておりますので検討します。

「会長」

委員より御指摘いただいたのは、平成18年式の車両が他と比べて老朽化しているのではないかとということで、法人としてはなるべく早く更新をしたけれども費用的な面もあり検討中ということですね。

他の委員の皆様は御意見いかがでしょうか。

「各委員」

特になし。

「会長」

それでは質問、意見も無いようなので「社会福祉法人 実践」の方は御退席をお願いします。

【社会福祉法人 実践 退場】

「会長」

それでは、ただいまから協議に入ります。

「社会福祉法人 実践」から提出された、福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新登録申請について、委員の皆さんからの御意見はありますか。

「各委員」

特になし。

「会長」

それでは、「社会福祉法人 実践」から提出された更新登録申請についてお諮りします。この申請については、協議が調ったこととして、よろしいでしょうか。

「各委員」

問題なし。

「会長」

協議が調ったとします。

続きまして、「医療法人 和」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

「事務局」

(申請概要について説明。)

【医療法人 和 入場】

「会長」

それでは「医療法人 和」より、福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新登録申請について説明をお願いします。

「医療法人 和」

(申請書案概要に基づき、事業運営状況等について説明。)

「会長」

質疑応答を行いたいと思います。何か御質問御意見等ございますか。

「委員」

運転者名簿を見ると74歳とある。運転手について年齢の上限は定めているのか。

「医療法人 和」

上限は定めていません。しかし高齢ということもありますし、グループ法人で運転をする者を対象に3か月に一度は運転の確認講習をしています。利用者の御自宅から病院までの経路、買い物への経路を実際に運転して、運転技術に問題がないかを確認しています。

「会長」

どなたか責任がある方が同乗されて経路を確認されているということですか。

「医療法人 和」

そのとおりです。

「会長」

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。

「委員」

会員名簿には要支援の方が多いが優先している等の理由はあるのか。

「医療法人 和」

特に理由はないです。通院やリハビリに行きたい等の医療機関への受診が多く、ケアマネから依頼があるため要支援の方が多くなっているのだと思います。

「会長」

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。

「委員」

運転者名簿についてですが登録が2名ということで、予約していたが運転者の体調不良で運行できなくなった等、利用者とのトラブルはないのか。

「医療法人 和」

ここ数年トラブルはないです。

「会長」

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。

「委員」

旅客から収受する対価について見直しは検討されていますか。

「医療法人 和」

理事会へ運賃の値上げを提案しています。しかし現段階では認められていないため、価格は据え置きとしています。

「委員」

認めてもらえない理由は何ですか。

「医療法人 和」

年金生活の方や生活保護受給中の方も利用されているので、値上げをすると生活を圧迫してしまうという意見を多数いただいております、賛同には至っておりません。

「会長」

少し話が戻りますが、運転講習や確認についてはマニュアルやチェックシートなどは作成されているのでしょうか。

「医療法人 和」

保険会社の方から運転チェックシートを教えていただいて、それに基づいて研修をしています。

「会長」

その資料を現在も3か月に一度の研修に使っているのでしょうか。

「医療法人 和」

おっしゃるとおりです。

「会長」

もう一点、関連していることで業務上はもちろんですがプライベートで事故を起こしたり、違反があった際のマニュアルはありますか。

「医療法人 和」

重大な問題に関しては責任を課す場合があります。過去に有償運送ではないのですが他の法人で重大な事故を起こした者に関しては数か月間の運転許可の停止という形で対応しました。

「会長」

重大な事故の判断基準は何かありますか。

「医療法人 和」

事故であるかで判断しています。一時停止無視等の違反に関しては口頭注意としています。

「会長」

報告について何か定めはありますか。

「医療法人 和」

事故や違反がわかった段階で聞き取りをしています。

「会長」

ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

「各委員」

特になし。

「会長」

質問、意見も無いようなので「医療法人 和」の方は御退席をお願いします。

【医療法人 和 退場】

「会長」

それでは、ただいまから協議に入ります。

重大事故の判断基準について、軽微な事故については報告を求めているとのことでしたが、そのことについて何か御意見いただけますか。

「委員」

先ほどの説明ではわからない部分もあると思いますが、プライベートでの事故も報告するシステムになっているはずです。その後の対応というところで口頭注意だけということですが、違反に関わらず3か月に一度の研修をしているというところで補っているんだと思います。

「会長」

そうですね。3か月というところかなり密に研修している印象を受けます。

それでは、「医療法人 和」から提出された福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新登録申請についてお諮りします。この申請については、協議が調ったこととして、よろしいでしょうか。

「各委員」

問題なし。

「会長」

協議が調ったとします。更新登録申請に係る協議は以上となります。

事項書の(4)「道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請に係る協議について」です。

それでは、審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

「事務局」

(申請概要について説明。)

【みえ医療福祉生活協同組合 入場】

「会長」

それでは、「みえ医療福祉生活協同組合」から、福祉有償運送に係る道路運送法第79条の7に基づく変更登録申請について説明をお願いします。

「みえ医療福祉生活協同組合」

(申請書案概要に基づき、事業運営状況等について説明。)

「会長」

質疑応答を行いたいと思います。何か御質問御意見等ございますか。

「委員」

運転者2名に対して自動車3台登録されるということで、車種が違って対象の利用者が異なるということであれば理解できるが、3台とも同じ軽のセダン型であるので必要性がよく分からない。

「みえ医療福祉生活協同組合」

現在は運転者2名ですがこれから順次事業を拡大させていく予定であり、自動車の登録は3台とさせていただきました。

無料送迎サービスの事業では組合員にボランティアという形で関わっていただいておりますが、福祉有償運送に関して運転者は登録の2名のみです。

「委員」

運転者2名とも四日市在住の方ですが四日市で勤務もして津の送迎もされるということですか。

「みえ医療福祉生活協同組合」

この2名は津での勤務となっておりますので、四日市には勤務しません。

「委員」

運送しようとする旅客の範囲が全てとなっているが、車いすに対応した車両はない。今後どのように対応される予定なのか伺いたい。

「みえ医療福祉生活協同組合」

今は、ボランティアの送迎を利用している方が200名ほどおりまして、その中で介助が必要な方を福祉有償運送の対象として登録しました。

今後車いす等の希望があった際は車両の登録を考えています。

資格を保有する運転手などの確保も必要となってくるので順次対応していきたいと思っています。

「委員」

すべての範囲の旅客に対応するとなっているのでいつでも対応できる体制は取っておかなければいけないのではないかとはいいます。

「会長」

今すでに無料送迎を利用されている方は介助の必要がなく御自身で乗り降りできるということですね。

「みえ医療福祉生活協同組合」

そうですね。無料送迎サービスは御自身で乗り降りできる方に利用いただいております。介護保険の制度での送迎などは制度のはざままで利用できない方がいるので、そういった方の移送に対応できるように無料送迎と福祉有償運送を実施していきたいと考えています。

	「会長」 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。 「委員」 法人の責任者の方はどこに在住、勤務しておられますか。 「みえ医療福祉生活協同組合」 津に在住し、津の生協病院内に勤務しております。 「委員」 もし事故等があった際は津から現地へ向かわれるということですか。 「みえ医療福祉生活協同組合」 基本的にはそうです。各地域にも安全管理の担当は配置しています。 「委員」 運転者名簿に登録されている２名の道路交通法違反歴とヘルパー資格を保有しているかを教えていただきたいです。 「みえ医療福祉生活協同組合」 ２名とも事故歴や違反歴はないです。ヘルパー資格もございませんのでセダン型講習を受講しています。 「会長」 将来的に要介護者の方を送迎されるとなると、講習などを受けたほうがいいなどお考えはございますか。 「みえ医療福祉生活協同組合」 法人内で初任者研修や後進育成も含めて実施できるように準備しています。 「会長」 プライベートで違反や事故を起こしてしまった場合の報告を求めるような仕組みやマニュアルはありますか。 「みえ医療福祉生活協同組合」 雇用条件で違反や事故があれば報告するよう義務付けており免許証も更新時に必ず提示していただくようになっています。 「委員」 津市ではいつから事業を開始する予定ですか。 「みえ医療福祉生活協同組合」 ７月頃には開始したいと考えています。 「委員」
--	--

運送の対価について８時３０分から１７時３０分とそれ以外に分けられているがどういった場合を想定されていますか。

「みえ医療福祉生活協同組合」

病院を受診した際に帰る時間が１８時になった場合などになります。雇用時間の関係もあって割増賃金が発生してしまいますので料金を上乗せさせていただきます。

「会長」

ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。

「各委員」

特になし。

「会長」

質問、意見も無いようなので「みえ医療福祉生活協同組合」の方は御退席をお願いします。

【みえ医療福祉生活協同組合 退場】

「会長」

それでは、ただいまから協議に入ります。

「みえ医療福祉生活協同組合」から提出された、福祉有償運送に係る道路運送法第７９条の７に基づく変更登録申請について、委員の皆さんからの御意見はありますか。

「委員」

先ほども質問したが、運転者２名に対して車両３台も必要なのか。運転者数にあった車両のみ登録することはできないのか。

「事務局」

車両と運転者に関しては直接国に届け出をするため協議会では議論せず、この場では登録の可否についてお諮りすることとなります。

「会長」

委員が懸念されているのは運転者が足りなくなったときにボランティアの方が運転しないかということですね。

「事務局」

委員がおっしゃる通り、有償と無償の部分の線引きが少し曖昧に聞き取れましたので、法人へその部分を切り分けて運営するように念押ししてお伝えしたいと思います。

「会長」

では、登録された運転者以外が業務を担うことがないよう念を押していただくということを付して協議が調ったとしてよろしいでしょうか。

	「各委員」 問題なし。 「会長」 それではこの件については協議が調ったとします。 それでは次の議事に進めます。事項書(5)「令和7年度上半期及び令和7年度下半期運営状況報告」について、事務局に説明を求めます。 「事務局」 (運営状況について説明。) 「会長」 ただいまの説明について質問等ありましたらお願いします。 現時点で事業を取りやめる予定がある事業所等がありますか。 「事務局」 今のところそのような相談はございません。 「会長」 需要があるにもかかわらず事業を取りやめざるを得ないところもあると聞きましたので、これからも続けていただけたらと思います。 議事は以上となります。事務局から連絡事項等がありますか。 「事務局」 今後の運営協議会の予定について御案内させていただきます。次回の第2回津市福祉有償運送運営協議会の開催は7月頃を予定しています。 「会長」 それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回津市福祉有償運送運営協議会を閉会します。
協議事項	○道路運送法第79条の6の更新登録申請に係る協議について ・社会福祉法人 実践 協議が調った。 ・医療法人 和 協議が調った。 ○道路運送法第79条の7の変更登録申請に係る協議について ・みえ医療福祉生活協同組合 協議が調った。